

宇都宮市国民保護計画（素案）に関するパブリックコメントについて

1 パブリックコメントの実施状況

(1) 意見募集期間

- 平成18年8月18日～平成18年9月20日（34日間）

(2) 応募者数等

- 応募者数：7名，25件（内訳：男性4名，女性2名，不明1名）

20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	不明	計
0	0	1	0	2	1	3	7

2 意見の概要と市の考え方

(1) 計画全体の考え方について

	意見の内容	意見に対する市の考え方
1	<ul style="list-style-type: none"> 市民の意見をよく聴いて計画を作成してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 運送，放送，電気，ガス事業者や，医療，福祉関係機関等から構成する国民保護協議会での審議，かつパブリックコメントを実施し，計画を作成しました。
2	<ul style="list-style-type: none"> もっと以前から国民を保護するような仕組みはあってもよかったですのではないかと。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成16年9月に国民保護法が施行され，武力攻撃事態等が発生した場合には，国，県，市，関係機関などが連携協力し，国民を保護する措置を行うことが定められました。 市は，国民保護法に基づき，平成18年度中に計画を作成しました。
3	<ul style="list-style-type: none"> 計画について，今後必要があれば見直しなど行っていくのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 計画2ページの記述のとおり，計画については，今後，国民保護措置に係る研究成果や訓練の検証結果，県国民保護計画の見直し等を踏まえ随時見直しを行ってまいります。
4	<ul style="list-style-type: none"> 計画は必ず作成しなければならないものなのか。「作成しない」という選択肢はないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 国民保護法第35条において，市町村は国民保護計画を作成することが定められています。 市においても，法に基づき，武力攻撃事態等において国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため，計画を作成しました。

5	<ul style="list-style-type: none"> 武力攻撃のような万が一の事態よりも、地震や台風などの自然災害への対策をしっかりと考えてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 自然災害への対処については、地域防災計画を作成し、その対策に取り組んでいます。国民保護計画は、外部からの武力攻撃やテロによる災害に対処するため作成するものです。
---	---	--

(2) 計画の具体性・実効性について

	意見の内容	意見に対する市の考え方
1	<ul style="list-style-type: none"> 計画の実効性を高めるためにどんな方法があるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 計画は、武力攻撃事態等が発生した場合の対処について、基本的な事項を定めたものです。今後、計画の実効性を高めるため、警報の伝達や避難誘導等に関するマニュアルを整備します。 また、計画 30～31 ページの記述のとおり、職員についても、研修を通じた国民保護措置の実施に必要な知識の習得や、実践的な訓練による、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図ってまいります。 地域においても、自主防災会の研修等を通じ、国民保護に関して理解を得たいと考えております。 自主防災会は、地域と密接なつながりを持っており、迅速な情報の伝達に重要な役割を担っていると考えております。市対策本部は、国民保護の措置の総合的な推進を担う組織であり、自主防災会への直接的な情報の伝達については消防本部が担うこととなりますが、具体的な方法については今後検討してまいります。
2	<ul style="list-style-type: none"> 特に消防など、いざ有事の際に、計画のとおり動けなくては困る。 	
3	<ul style="list-style-type: none"> 火災に対する対応などで、日常の訓練が重要である。統制のとれた動きをとれないと、いざという時に役に立たない。 	
4	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民を誘導する際の号令訓練も行ったほうがよい。 	
5	<ul style="list-style-type: none"> 情報の共有が重要であり、市対策本部と自主防災会長をストレートにつなぐ連絡手段が必要ではないか。 	

(3) 計画の普及・啓発について

	意見の内容	意見に対する市の考え方
1	<ul style="list-style-type: none"> 計画の中には難解な専門用語が多く、意味がわからないものがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 計画の資料編に用語集を掲載し、専門用語について説明を行います。 《国民保護法第2条第4項より、「『武力攻撃災害』とは、武力攻撃により直接または間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆
2	<ul style="list-style-type: none"> 計画中、「武力攻撃災害」という言葉を使用しているが、災害という 	

	言葉は一般的に自然災害などを連想させ、まぎらわしく感じる。	発，放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう」と定義されています。》
3	・ 近隣の国でも非常に危険を感じることを行っている国がある。突然ミサイルの発射などがあった時に、どうしたらいいか、もっとPRしなければならぬと思う。	・ 計画 37 ページの記述のとおり、今後、市民が国民保護措置に関する正しい知識を身につけられるよう、インターネットの活用やパンフレットを作成し普及・啓発を行ってまいります。特に、有事の際にとるべき行動について、その種類毎に、具体的にイメージできるような啓発方法について検討してまいります。
4	・ 特殊標章について周知が必要である。	

(4) 地域住民の理解・協力について

	意見の内容	意見に対する市の考え方
1	・ 各地域には消防団員，自衛隊，消防などのOBがたくさんいる。人材を使わないともったいない。	<p>・ 災害発生時や国民保護措置の実施の際の避難住民の誘導や救援等では、自主防災会を中心とした地域の果たす役割は重要であることから、今後も、地域の人材を有効に活用したコミュニティ作りを通じ、地域の防災力の向上に努めてまいります。</p> <p>計画 23 ページの記述のとおり、市においても、自主防災会間の連携や、宇都宮市防災市民ネットワークを活用し、地域の連携が図られるよう配慮してまいります。</p>
2	・ 防災への取組や子供の見守りなどを通じ、地域のコミュニティ作りを行うことが重要である。	
3	・ 居住地区（戸祭地区）には防災会があり、年に一度小学校で訓練を行っているが、地区での参加は低いように思う。どうしたら住民が参加するか、もっと地区への指導が必要であると感じる。皆がまとまるのがこの事業にもつながると思う。	
4	・ 居住地区（戸祭地区）にはマンションやアパートが多く誰が居るかもわからない。本当に戦争があった時に助け合えるのか心配である。	
5	・ 防災で進めている家庭内備蓄を国民保護の取組でも進めるべきである。	
		<p>・ これまでも防災のための家庭内備蓄については普及・啓発を行ってまいりましたが、国民保護措置においても家庭内備蓄は有効であり、今後も広報等を利用し、なお一層普及に努めてまいります。</p> <p>・ 計画 37 ページに、家庭内備蓄について新たに記述を加えました。</p>

(5) 要援護者の支援について

	意見の内容	意見に対する市の考え方
1	<ul style="list-style-type: none">要援護者がいる家庭では，ライト付きラジオを備えておくとい。情報を得ることが一番大切である。	<ul style="list-style-type: none">高齢者，障害者等要援護者の避難に当たっては，情報の伝達や運送手段等，特に配慮が必要でありますことから，現在作成中の宇都宮市災害時要援護者対応マニュアルに基づき，具体的に対応してまいります。計画 53 ページに，宇都宮市災害時要援護者対応マニュアルについて新たに記述を加えました。
2	<ul style="list-style-type: none">住民の保護に当たって，自分の住居地区（戸祭地区）は高齢者が多く，同居の両親も高齢のことから，本当に避難が必要な事態が起きたらどうなるのかと心配である。	
3	<ul style="list-style-type: none">自主防災会の目印として，帽子や服など統一されるとよい。要援護者の救援などで，活動がしやすくなる。	

(6) その他

	意見の内容	意見に対する市の考え方
1	<ul style="list-style-type: none">復旧について，住民の力だけでは不十分。行政の手助けが必要である。	<ul style="list-style-type: none">計画の 77～78 ページの記述のとおり，復旧に当たっては，国が所要の法制を整備します。特に大規模な武力攻撃災害が発生したときは，国全体としての復旧に向けての方向性について検討を行います。市は，国が示す方針に基づき，県と連携して復旧活動を実施してまいります。
2	<ul style="list-style-type: none">計画の中では，特に住民の避難について重要性を感じる。	<ul style="list-style-type: none">国民保護法では，国民の生命，身体及び財産を保護するため，三つの柱として，「避難」，「救援」，「被害の最小化」を国や地方公共団体等の重要な役割として定めており，「避難」について，計画 32 ページ記述のとおり，平素から，避難実施要領のパターンの作成，隣接する市町との連携の確認，民間事業者の協力確保等について取り組むとともに，有事の際は，計画 50 ページ記述のとおり，避難実施要領の策定，避難住民の誘導等を行ってまいります。

3	<ul style="list-style-type: none"> 赤川ダムについて記載があるが、住民により深刻な被害をもたらすのは鬼怒川上流のダムであり、そういったものについても触れるべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 赤川ダムは、市に所在する生活関連等施設として計画 13 ページに盛り込んでいますが、鬼怒川上流のダムについては、他市町に所在する施設であることから、県の計画や他市町の計画に盛り込まれるものです。
---	---	---